

福岡都市圏南部環境事業組合財政調整基金条例

〔平成19年4月1日〕
〔条例第1号〕

（設置）

第1条 財政の健全な運営に資するため、福岡都市圏南部環境事業組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2ただし書の規定に基づき、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第5条 管理者は、一般会計において歳出の財源として必要があると認めるときは、基金を繰り入れることができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。